

## 教育委員会5月定例会会議録

1. 日 時 令和4年5月24日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F)
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美  
職務代理者 鈴 木 敏 之  
委 員 長 沼 早 苗  
委 員 福 島 幸 子
  
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 菊 地 正 和  
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 田 中 裕 之  
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也  
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 田 上 秀 之  
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子  
博 物 館 木 塚 久 仁 子
  
5. 議 題
  - (1) 議 案  
議案第5号 霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正に対する意見について  
(スポーツ振興課) (非公開)  
議案第6号 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第4回)に対する意見について  
(スポーツ振興課) (非公開)  
議案第7号 神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結  
に対する意見について (教育総務課) (非公開)  
議案第8号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者  
の委嘱について (教育総務課)  
議案第9号 土浦市学区審議会委員の委嘱について (学務課)  
議案第10号 (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について  
(学務課)  
議案第11号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について  
(学校給食センター)  
議案第12号 土浦市社会教育委員(兼生涯学習推進協議会委員)の委嘱について  
(生涯学習課)  
議案第13号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習課)
  - (2) 報 告  
① 土浦市コミュニティ・スクール推進委員会委員の委嘱について (生涯学習課)  
② 令和3年度土浦市一般会計予算の事故繰越について (スポーツ推進課)
  - (3) その他

① 木内幸男追悼展の開催について

(スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年5月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進めさせていただきます。  
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が3件ございます。案件は、次第のほうに記載しておりますが、議案第5号、第6号、第7号でございます。これらの3件は、6月に開催します土浦市議会定例会に関係する案件でございますので、議会前のため非公開とさせていただきたいと思っております。  
よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

教 育 長 それでは、議案第5号から第7号につきましては、非公開といたします。  
なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。  
それでは、次第の2番になりますが、教育長報告事項について、教育総務課よりお願いします。

教育総務課 ————— 4月27日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ただいまの報告事項につきまして、ご質問等ございますか。  
よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

教 育 長 それでは、続きまして、次第の3番、議案に移りたいと思っております。  
まず、議案第5号 霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正に対する意見について、スポーツ振興課からお願いします。  
大橋課長。

**【議案第5号「霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正に対する意見について」を協議】**  
(非公開)

教 育 長 それでは、議案第5号は、原案のとおり可決ということにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教 育 長 ありがとうございます。  
それでは、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。  
続きまして、議案第6号 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第4回)に対する意見につきまして、スポーツ振興課より説明をお願いします。  
大橋課長。

**【議案第6号「令和4年度土浦市一般会計補正予算(第4回)に対する意見について」を協議】** (非公開)

教 育 長 それでは、議案第6号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第7号になりますけれども、神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結に対する意見につきまして、教育総務課よりお願いします。

塚本課長。

【議案第7号「神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第7号は、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第7号は原案どおり可決ということと決しました。

続きまして、議案第8号になります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について、教育総務課よりお願いします。

塚本課長。

教育総務課 教育総務課です。

引き続き、資料36ページをお願いいたします。

こちらは、令和3年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱についてでございます。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会等に公表することが規定されております。

この点検評価を行う学識経験者につきまして、土浦市教育委員会における点検及び評価実施要綱第5条から第7条の規定により、表に記載の3名の有識者をお願いしたいと考えております。

お名前の頭に米印を付けてございます委員が、今回、委嘱する方でございます。

まず、2の土浦市文化財保護審議会会長の田上顕様ですが、こちらにつきましては再任継続となります。任期につきましては、6月12日から2年間お願いするものでございます。

3の田中義法様でございますが、こちらは歴代、これまで点検評価の事業対象年度のPTA連絡協議会会長をお願いしておりますことから、新たに委嘱をさせていただくものでございます。

任期につきましては、同じく6月12日から前任者の在任期間でございます1年間をお願いするものです。

なお、1番目の放送大学茨城学習センター所長、茨城大学名誉教授の小野寺淳様につ

きましては、現在任期中でございます。

今後のスケジュールにつきましては、6月の定例会において、点検評価報告書の素案の説明をさせていただいた上で、有識者によるヒアリングを3回実施いたします。これを受けまして、8月定例会に議案として報告書を提出させていただきまして、議決後、9月の市議会に議員に配布するとともに広く公表したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願ひしたいと思ひます。  
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。  
それでは、議案第8号は原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。  
それでは、議案第8号は、原案のとおり可決ということに決しました。  
続きまして、議案第9号 土浦市学区審議会委員の委嘱について、学務課よりお願ひします。

田中課長。

学 務 課 学務課でございます。

資料の40ページをお願ひいたします。

土浦市学区審議会委員の委嘱についてでございますが、学区審議会につきましては、本市の学区設定の適正を期するため、教育委員会の諮問に応じて、市立小、中、義務教育学校などの学区に関する事項を審議、答申することを任務としてございます。

委員につきましては、土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づきまして、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間の任期で委嘱しておりますが、今般、任期満了を迎えるに当たり、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの任期で改めて委員を委嘱するものでございます。

なお、氏名の前に米印のついた委員が新任委員で、それ以外の委員は再任となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご意見等、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第9号は原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第9号は原案のとおり可決ということで決しました。

続きまして、議案第10号 (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について、学務課よりお願ひします。

田中課長。

学 務 課 学務課でございます。

資料の 44 ページをお願いいたします。

(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

上大津地区統合小学校開校準備協議会につきましては、統合小学校の開校に向け、校名、学校の運営方針、通学路の安全対策など、様々な事項を協議、検討するに当たり、統合小学校開校準備協議会設置要綱第 3 条の規定に基づきまして、統合対象校の保護者、地域住民及び教職員の方々に対し、委員の委嘱をしているところでございます。今般、PTA の代表者及び学区の代表者などの区分で変更がございましたので、資料のとおり、新たに委員の委嘱をするものでございます。

新たに委嘱する委員の方は、氏名の前に米印のついた 8 名の方々となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 10 号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 10 号は原案のとおり可決と決定しました。

続きまして、議案第 11 号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、学校給食センターより説明をお願いします。

寺崎所長。

学校給食センター 学校給食センターです。

資料 48 ページをお願いします。

土浦市立学校給食センター運営審議会委員につきましては、土浦市立学校給食センター条例第 3 条の規定により、15 人以内をもって組織しております。

給食センターの運営に関する重要事項について、調査、審議していただいております。

任期は、条例で 2 年間と定められており、委嘱期間が令和 4 年 5 月 31 日をもって満了となることから、資料に記載の皆様へ委嘱をさせていただく予定です。

委嘱期間は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までといたします。

資料中、米印のある方が新任となっております。今回、7 名の方々に新たに委員を委嘱する予定となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 11 号は、原案のとおり可決ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 12 号 土浦市社会教育委員（兼生涯学習推進協議会委員）の委嘱について、生涯学習課よりお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

資料の 52 ページをお願いいたします。

土浦市社会教育委員につきましては、社会教育に係る事業や生涯学習の計画、進捗状況等をご審議いただいております。本年 5 月 31 日をもって任期満了となります。

53 ページに記載をしております条例の抜粋でございますが、土浦市社会教育委員条例第 3 条の規定に基づきまして委嘱するものでございます。

なお、兼務しております土浦市生涯学習推進協議会委員につきましては、土浦市生涯学習推進協議会設置要綱第 3 条の規定に基づきまして、市長が委嘱をするものでございます。

52 ページにお戻りください。

表中の氏名の頭に米印のある 6 名の方につきましては、新規で委嘱をする委員でございます。印のない方につきましては、再任される委員でございます。

期間は 2 年間とするものです。

説明は、以上となります。お願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第 12 号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第 12 号は、原案のとおり可決ということで決しました。

続きまして、議案第 13 号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について、生涯学習課お願いします。

生涯学習課。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

資料 56 ページをお願いいたします。

土浦市公民館運営審議会委員につきましては、各地区公民館の事業について審議をいただいているものでございます。

本年 5 月 31 日をもって任期満了となります。公民館条例第 4 条の規定に基づきまして委嘱をするものでございます。

表の中の氏名の頭に米印のある 10 名の方につきましては、新規で委嘱する委員でございます。印のない方が再任される委員で、期間につきましては、2 年間とさせていただきます。

説明のほうにつきましては、以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

この件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 13 号、原案どおり、可決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

議案第 13 号は、原案どおり可決ということに決しました。

議案は以上でございます。

続いて、次第の 4 番になります。報告事項でございます。

報告事項の 1 番、土浦市コミュニティ・スクール推進委員会委員の委嘱について、生涯学習課をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課 報告事項の（1）番、コミュニティ・スクール推進委員会委員の委嘱でございます。資料 58 ページをお願いいたします。

土浦市コミュニティ・スクール推進委員会につきましては、コミュニティ・スクールの本格導入、来年度を目指しておりまして、本格導入前に新治学園義務教育学校におきまして、推進委員会を設けまして実施をしているところでございます。

本年、5 月 31 日をもって委員の任期満了となりますことから、設置要綱第 3 条の規定に基づきまして委嘱をするものでございます。

表中の氏名の頭に米印のある 3 名の方が、新規で委嘱をする委員でございます。

推進委員会につきましては、今年度いっぱいまでの活動ということで、来年度からは、市内全ての公立小中学校に学校運営協議会を設置いたしまして、全校においてコミュニティ・スクールを開始する予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問などございましたらお願いします。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 この委嘱については、議案と報告事項とどのように違いがあるのですか。

生涯学習課 議案につきましては、教育委員会が委嘱をするように定められているものでございます。

今回のコミュニティ・スクールの推進委員会の委員につきましては、教育長が定めるというようなものとなっております。こちらのほうは、教育長が定めますので、報告というようにさせていただいています。

以上でございます。

鈴木委員 分かりました。

教 育 長 それでは、続きまして、報告事項の 2 番です。令和 3 年度土浦市一般会計予算の事故繰越につきまして、スポーツ振興課よりお願いします。

大橋課長。

スポーツ振興課 59 ページをお願いいたします。

令和 3 年度土浦市一般会計予算の事故繰越についてでございます。

こちらの事業名といたしましては、体育施設等新型コロナウイルス感染症対策事業の一部でございます。川口運動公園内の野球場及び陸上競技場に付帯しますトイレの、

例えば洗面台のレバーハンドル化工事ですとか、あるいは、和式トイレを洋式にというような工事をしているのですが、昨年の11月頃から、トイレ本体そのもの、もっと詳しく言いますと、温水機能付き暖房便座、こちらの供給が、ほぼ供給されなくなったものです。ニュース等でも報じられておりましたが、資材の納入の見込みが2月の段階で全く立たない状況となりました。

したがって、令和3年3月15日までの工事の予定でしたが、令和3年度中に事業を完了することができなかつたため、工期を6月末まで延長しまして、令和3年度予算を令和4年度予算へ事故繰越して対処するものでございます。

2番の繰越額といたしましては、14節、工事請負費の中で支出負担行為額は5,720万円、工事費そのものです。

そちらに対しまして、40%であります2,288万円は前払いで払ってございます。残りの3,432万円を事業完了、工事完了後に支払うものとして繰越とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

この点につきまして、ご質問等ございませんか。

長沼委員。

長 沼 委 員

前払いなので、工事は全くやっていないということになりますか。それとも、少しだけ済んでいるところがあるということなのでしょうか。

スポーツ振興課

ウォシュレットそのもの以外は、ほぼ、もう出来上がっている状態です。トイレ本体の入荷待ちのような状況になっております。

教 育 長

便器ではなく、温水機能付き暖房便座ですね。

スポーツ振興課

はい。

長 沼 委 員

トイレの使用はできるのですか。

スポーツ振興課

本体そのものは入っておりますので、一部は使えますけれども、全てを使えるという状況にはなってございません。

教 育 長

納品の見込みは立っているのですか。

スポーツ振興課

徐々にですけれども、明るいものとなっています。

教 育 長

そのような状況です。

報告事項は以上となります。

次第の5番、その他でございます。

その他、1番目ですが、木内幸男追悼展の開催について、スポーツ振興課よりお願いします。

大橋課長。

スポーツ振興課

スポーツ振興課でございます。

60ページをお願いいたします。

～茨城県土浦市が生んだ高校野球の名将～木内幸男追悼展の開催についてでございます。

皆さんご承知かと存じますが、土浦市出身の木内監督が、令和2年11月に享年89歳で逝去されてございます。

木内監督の色あせることのない数々の功績を振り返るとともに、謹んで哀悼の意を表し追悼展を開催するものでございます。

2番、主催は、土浦市と土浦市教育委員会の共催でございます。

3番、協力ですが、常総学院高等学校と常友会、こちら常総学院高等学校硬式野球部OB会の名称でございます。

開催場所につきましては、アルカス1階の土浦市民ギャラリーとなります。

開催期間といたしましては、令和4年6月28日から7月24日までを計画してございます。

開館時間は、午前10時から午後6時まででございます。

入場料は無料で、7番、追悼展の概要ですが、一番大きなものとなるかと存じますが、追悼動画の放映を予定してございます。

こちら、常に会場ではエンドレスで、9分弱ぐらいの動画を予定しておりますが、そちらを繰り返し放映する予定でございます。

それから、展示物といたしましては、写真や優勝旗、優勝盾レプリカ、ユニフォームや記念ボール等を計画してございます。

それから、いわゆるインスタ映えするというような言葉を最近よく耳にしますが、記念写真を撮れる撮影コーナーを設けます。

それから来場記念としまして、ポストカードを追悼展の記念品としての配布を計画してございます。

また、詳細が決まりましたら、皆様にご案内申し上げたいと考えてございます。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

ただいまの件で、ご質問等ございますか。あるいは、御要望でもありましたら。

鈴木委員 追悼動画を作成されるとのことですけれども、いずれ、YouTube等でも見られるようになるのですか。

スポーツ振興課 今回、作り上げます映像につきましては、委託業者のほうで作りますが、その著作権といえますか、放映権というものは、市のほうに帰属するという約束事になってございますので、十分そういった対応も可能になるかと考えてございます。よろしく願います。

教 育 長 検討していただけるのですか。

スポーツ振興課 もちろん前向きに検討させていただきたいと存じます。

教 育 長 今、課長が言ったように、障害や弊害が無いようですので、そのように考えていきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 本日の案件は以上でございます。

それでは、次回の定例会の日程につきまして、教育総務課より連絡をお願いします。塚本課長。

教育総務課 次回の日程につきましては、6月28日、火曜日の16時から定例会を予定しております。お願いいたします。

なお、6月市議会定例会の開会が6月7日火曜日の予定となっております。一般質問の通告が5月30日の開始、31日締め切りとなっておりますことから、教育委員会関係、一般質問の内容につきましては、質問の要旨及び答弁の方向性について、メールにて送付をさせていただきます。教育委員の皆様方からご意見等をお伺いしたいと存じますので、その際には、よろしくお願いいたします。

特に、臨時会の開会は現時点では考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいま、定例会の日程のご案内を差し上げましたが、ご都合はいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、よろしくお願いいたします。

本日は、以上でございます。以上をもちまして、令和4年5月の教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。